

4 交付金・奨励金

自治会（自治会連合会）への交付金や奨励金を紹介します。

袋井市ホームページから申請用紙をダウンロードできます。

トップページ → 暮らし・手続き → まちづくり → 地区・自治会活動 →
自治会ハンドブック掲載の申請・報告書類一覧

名称	自治会・自治会連合会運営交付金
制度の概要	市内の自治会、自治会連合会の運営支援やコミュニティ推進及び地域課題解決活動のための交付金を交付します。
対象者	1 自治会運営交付金（自治会） 2 自治会連合会運営交付金（自治会連合会）
金額 算出基礎等	1 自治会運営交付金（1,000円／世帯（年）） 2 自治会連合会運営交付金（250円／世帯（年））
手続き方法	1 自治会運営交付金 4月1日現在の自治会加入世帯数で算出した金額を交付します。 (1) 事務手続き ア 自治会加入世帯数及び交付金振込口座報告書の提出 【締切日】4月15日（月）期限厳守 イ 事業実績報告書、運営交付金精算書の提出 12月頃、自治会長宛に文書で依頼します。 (2) 支払日 5月31日（金） (3) 振込先 自治会の指定口座 2 自治会連合会運営交付金 4月1日現在の自治会加入世帯数で算出した金額を交付します。 (1) 事務手続き ア 交付金振込口座報告書の提出 【締切日】4月15日（月）期限厳守 イ 事業実績報告書、運営交付金精算書の提出 12月頃、自治会連合会長宛に文書で依頼します。 (2) 支払日 5月31日（金） (3) 振込先 自治会連合会の指定口座
担当部署	袋井市役所 総務部 協働まちづくり課 コミュニティ推進室 電話 44-3107 FAX 43-2132 E-mail shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

名称	環境美化運動用自動車借上料
制度の概要	目的：自治会が自ら取り組む地域環境美化活動を支援し、地域の環境衛生の向上の促進を図ります。 対象経費：自治会が、環境美化運動の実施にあたり運搬車両を使用した場合の車両借上費用 ※環境美化運動の詳細は、53 ページをご覧ください。
対象者	自治会
金額 算出基礎等	1 台あたり 3,500 円 ※各自治会 7,000 円（2 台分）を限度とします。
申請手続	1 美化運動報告依頼〔4月〕 市→自治会 2 事業実績報告書の提出〔11月〕自治会→自治会連合会長→市 3 借上料の口座振り込み〔2月〕市→自治会
担当部署	袋井市役所 環境水道部 環境政策課 環境衛生係 電話 44-3115 FAX 44-3185 E-mail kankyous@city.fukuroi.shizuoka.jp

名称	資源ごみ回収自治会奨励交付金
制度の概要	資源ごみ・埋立ごみの減量化及び再資源化を推進するため、分別収集を行う自治会に対し、交付金を交付します。
対象者	自治会
金額 算出基礎等	均等割：21,600 円（1,800 円×12 か月） 戸数割：180 円×4 月 1 日現在の世帯数（住民基本台帳）
申請手続	1 交付申請書の提出 自治会→市 【締切日】4 月 15 日（月）期限厳守 2 交付決定通知 市→自治会 3 交付金の支払い 市→自治会 (1) 交付日 5 月 31 日（金） (2) 振込先 自治会の指定口座 ※ 自治会等運営交付金（32 ページ）と同じ口座に振り込みます。 ※ 別の口座を指定される場合は、 <u>4 月下旬までに担当部署へ御連絡</u> ください。
担当部署	袋井市役所 環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 電話 84-6057 FAX 44-3185 E-mail genryous@city.fukuroi.shizuoka.jp

名称	古紙等資源集団回収事業奨励金
制度の概要	廃棄物の再資源化を促進するため、家庭内から排出される古紙及び衣類等を集団で回収する団体に対し、奨励金を交付します。
対象者	自治会、PTA、子ども会、シニアクラブ、その他市長が認めた団体
金額算出基礎等	市長が定める1kgあたりの単価（4円）に、回収した古紙等資源の重量を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨て）
申請手続	<p>1 対象品目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙：新聞紙、雑誌、段ボール、防水加工紙、牛乳パック ・古布：衣類のみ <p>※アルミ缶・スチール缶は対象外</p> <p>2 申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体結成時、古紙等資源集団回収団体届出書を提出 ・交付申請書 回収業者が発行した伝票（回収量、買取金額、買取単価が記載されたもの）のコピーを添付 ・請求書 ・振込先の金融機関名、口座番号が確認できるもの
担当部署	袋井市役所 環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係 電話 84-6057 FAX 44-3185 E-mail genryou@city.fukuroi.shizuoka.jp

名称	河川愛護報償金制度
制度の概要	河川愛護団体が河川及び調整池の美化運動を実施された場合、報償金をお支払いします。 なお、河川愛護事業の詳細は、54ページをご覧ください。
対象者	河川愛護団体（自治会、自治会連合会）
金額算出基礎等	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内で支給します。 ・均等割、面積割及び人員割により算出します。
申請手続	<p>1 事業実績報告書の様式を送付〔4月〕 市→自治会連合会</p> <p>2 事業実績報告書に写真を添えて提出〔11月末〕 自治会連合会→市 ※環境美化運動の実績も併せて提出</p> <p>3 報償金の口座振り込み〔2月中旬頃〕 市→団体</p>
担当部署	袋井市役所 都市建設部 維持管理課 管理係 電話 44-3130 FAX 42-3367 E-mail kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp

名称	道路愛護報償金制度													
制度の概要	市道の歩道部分を対象として、年間を通じて除草やゴミ拾いの美化清掃等の活動を延長 100m以上にわたって実施する団体に報償金をお支払いします。													
対象者	2人以上で組織する道路愛護会													
金額 算出基礎等	区分	単価（道路片側で1mあたり）												
	除草	40円／年												
※ 1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てる。上限なし。														
申請手続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 75%;">団体結成時、道路愛護会結成届を提出</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">団体→市</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>申請書の提出〔4月末〕</td> <td style="text-align: right;">団体→市</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>実績報告書に活動内容がわかる写真を添えて提出〔1月下旬〕</td> <td style="text-align: right;">団体→市</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>報償金の口座振り込み〔3月上旬頃〕</td> <td style="text-align: right;">市→団体</td> </tr> </table>		1	団体結成時、道路愛護会結成届を提出	団体→市	2	申請書の提出〔4月末〕	団体→市	3	実績報告書に活動内容がわかる写真を添えて提出〔1月下旬〕	団体→市	4	報償金の口座振り込み〔3月上旬頃〕	市→団体
1	団体結成時、道路愛護会結成届を提出	団体→市												
2	申請書の提出〔4月末〕	団体→市												
3	実績報告書に活動内容がわかる写真を添えて提出〔1月下旬〕	団体→市												
4	報償金の口座振り込み〔3月上旬頃〕	市→団体												
注意点	従事者の安全を第一に作業してください。作業中に事故等が発生した場合は、速やかに担当部署へ御連絡ください。													
担当部署	袋井市役所 都市建設部 維持管理課 管理係 電話 44-3130 FAX 42-3367 E-mail kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp													

名称	公園愛護報償金制度																																					
制度の概要	<p>概ね200㎡以上の公園広場を対象として、年間を通じて清掃、除草、施設点検、トイレ管理のうち2つ以上の活動を実施する団体に報償金をお支払いします。</p> <p>なお、公園内の高木剪定や遊具等の施設修繕は市が実施します。支障となっている箇所がありましたら、担当部署へお知らせください。</p>																																					
対象者	自治会、シニアクラブ等で組織する公園愛護会																																					
金額 算出基礎等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">公園面積</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">活動区分(年額)</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">限度額</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">清掃</th> <th style="width: 15%;">除草</th> <th style="width: 15%;">点検・管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200 ㎡以上 1,112 ㎡未満</td> <td style="text-align: center;">10 円</td> <td style="text-align: center;">6 円</td> <td style="text-align: center;">4 円</td> <td style="text-align: center;">20,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,112 ㎡以上 1,688 ㎡未満</td> <td style="text-align: center;">9 円</td> <td style="text-align: center;">6 円</td> <td style="text-align: center;">3 円</td> <td style="text-align: center;">27,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,688 ㎡以上 2,286 ㎡未満</td> <td style="text-align: center;">8 円</td> <td style="text-align: center;">5 円</td> <td style="text-align: center;">3 円</td> <td style="text-align: center;">32,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,286 ㎡以上 3,889 ㎡未満</td> <td style="text-align: center;">7 円</td> <td style="text-align: center;">4 円</td> <td style="text-align: center;">3 円</td> <td style="text-align: center;">35,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,889 ㎡以上</td> <td style="text-align: center;">5 円</td> <td style="text-align: center;">2 円</td> <td style="text-align: center;">2 円</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>				公園面積	活動区分(年額)			限度額	清掃	除草	点検・管理	200 ㎡以上 1,112 ㎡未満	10 円	6 円	4 円	20,000 円	1,112 ㎡以上 1,688 ㎡未満	9 円	6 円	3 円	27,000 円	1,688 ㎡以上 2,286 ㎡未満	8 円	5 円	3 円	32,000 円	2,286 ㎡以上 3,889 ㎡未満	7 円	4 円	3 円	35,000 円	3,889 ㎡以上	5 円	2 円	2 円	—	<p>※ トイレ管理は1箇所につき年額6,000円とする。</p> <p>※ 1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てる。</p>
公園面積	活動区分(年額)			限度額																																		
	清掃	除草	点検・管理																																			
200 ㎡以上 1,112 ㎡未満	10 円	6 円	4 円	20,000 円																																		
1,112 ㎡以上 1,688 ㎡未満	9 円	6 円	3 円	27,000 円																																		
1,688 ㎡以上 2,286 ㎡未満	8 円	5 円	3 円	32,000 円																																		
2,286 ㎡以上 3,889 ㎡未満	7 円	4 円	3 円	35,000 円																																		
3,889 ㎡以上	5 円	2 円	2 円	—																																		
申請手続	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体結成時、公園愛護会結成届を提出 2 申請書の提出〔5月中旬〕 3 実績報告書に活動内容がわかる写真を添えて提出〔12月下旬〕 4 報償金の口座振り込み〔2月下旬〕 				<p style="text-align: right;">団体→市 団体→市 団体→市 市→団体</p>																																	
注意点	<p>従事者の安全を第一に作業してください。作業中に事故等が発生した場合は、速やかに担当部署へ御連絡ください。</p>																																					
担当部署	<p>袋井市役所 都市建設部 維持管理課 管理係 電話 44-3130 FAX 42-3367 E-mail kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>																																					

<p>名称</p>	<p style="text-align: center;">街路樹愛護報償金制度</p>											
<p>制度の概要</p>	<p>市道街路樹柵内の除草、施肥、低木剪定、低木消毒等の緑化管理活動のうち延長 100m 以上にわたって 2 つ以上の活動を実施する団体に報償金をお支払いします。</p> <p>なお、高木の剪定等は危険が伴うため市が実施します。支障となっている箇所がありましたら、担当部署へお知らせください。</p>											
<p>対象者</p>	<p>自治会、シニアクラブ会等で組織する街路樹愛護会</p>											
<p>金額 算出基礎等</p>	<table border="1" data-bbox="427 584 983 819"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単価（1 mあたり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除草</td> <td>20 円／年</td> </tr> <tr> <td>施肥</td> <td>20 円／年</td> </tr> <tr> <td>低木の剪定</td> <td>90 円／年</td> </tr> <tr> <td>低木の消毒</td> <td>50 円／年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 1,000 円未満の端数が生じたときは切り捨てる。上限なし。</p>		区分	単価（1 mあたり）	除草	20 円／年	施肥	20 円／年	低木の剪定	90 円／年	低木の消毒	50 円／年
区分	単価（1 mあたり）											
除草	20 円／年											
施肥	20 円／年											
低木の剪定	90 円／年											
低木の消毒	50 円／年											
<p>申請手続</p>	<table border="0" data-bbox="427 902 1382 1122"> <tr> <td>1 団体結成時、街路樹愛護会結成届を提出</td> <td style="text-align: right;">団体→市</td> </tr> <tr> <td>2 申請書の提出〔5月中旬〕</td> <td style="text-align: right;">団体→市</td> </tr> <tr> <td>3 実績報告書に活動内容がわかる写真を添えて提出〔12月下旬〕</td> <td style="text-align: right;">団体→市</td> </tr> <tr> <td>4 報償金の口座振り込み〔2月下旬〕</td> <td style="text-align: right;">市→団体</td> </tr> </table>		1 団体結成時、街路樹愛護会結成届を提出	団体→市	2 申請書の提出〔5月中旬〕	団体→市	3 実績報告書に活動内容がわかる写真を添えて提出〔12月下旬〕	団体→市	4 報償金の口座振り込み〔2月下旬〕	市→団体		
1 団体結成時、街路樹愛護会結成届を提出	団体→市											
2 申請書の提出〔5月中旬〕	団体→市											
3 実績報告書に活動内容がわかる写真を添えて提出〔12月下旬〕	団体→市											
4 報償金の口座振り込み〔2月下旬〕	市→団体											
<p>注意点</p>	<p>従事者の安全を第一に作業してください。作業中に事故等が発生した場合は、速やかに担当部署へ御連絡ください。</p>											
<p>担当部署</p>	<p>袋井市役所 都市建設部 維持管理課 管理係 電話 44-3130 FAX 42-3367 E-mail kensetsu@city.fukuroi.shizuoka.jp</p>											